一般競争（指名競争）参加資格申請

（測量・建設コンサルタント等）

申請の手引き

令和７年２月

国立研究開発法人情報通信研究機構

目次

１　申請にあたって 3

２　審査申請書の入力・記入・提出 5

２－１　審査申請入力要項 5

２－２　測量・建設コンサルタント等の申請及び添付書類の作成方法 6

３　競争参加資格の変更届について（別表２参照） 17

４ 廃業等の届出について（別表２参照） 17

５ 資格決定通知書再発行の請求 18

６ 別表１ 19

７　別表２ 21

１ 申請にあたって

本資格は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という。）においてのみ有効な資格となります。　他の省庁や独立行政法人等において有効となりませんのでご注意ください。なお、当機構は、国の競争参加者資格申請の受付機関に指定されておりませんので、当機構の資格審査決定を受けても国の競争参加者資格を取得したことにはなりません。

また、令和７・８年度における国土交通省、国土交通省各地方整備局、国土交通省北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局に有効な競争契約に係る参加資格（等級格付けについては、競争参加の資格に関する公示（R6.10）5(1)②及び(2)②に基づき読み替える）を有している場合、当機構における競争契約についても当該参加資格を有効（工事場所によって有効となる参加資格については、当機構の契約担当が指定する）とするので、改めての申請は不要です。

－　申　請　の　流　れ　－

① 当機構ホームページ「調達情報」
https://www.nict.go.jp/tender/sanka-sikaku.html
WEBフォームより申請を行ってください。

② 申請の手引き、画面指示に従って入力・申請をしてください。

③ 申請完了のメールが届きますので、メールが届いたことをご確認ください。

※申請完了のメールが届かない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

（お問い合わせ先）
情報通信研究機構　財務部契約室　契約管理グループ
電子メール shikaku-shinsa@ml.nict.go.jp

－　受　付　期　間　－

① 令和７・８年度に有効な資格に関する「定期審査申請」の受付は、公示日から令和７年２月28日（金）までです。

② 定期審査における令和７・８年度に有効な資格の有効期間は、令和７年４月１日（火）から令和９年３月31日（月）までとなります。

③　令和７年３月１日（土）以降に受理した審査申請書における資格の有効期間は、令和７年４月１日以降、審査後、資格を付与したときから有効となります。そのため希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。

④　次回、令和９・10年度に有効な資格の定期審査に関するお知らせについては、令和９年１月末までに当機構「調達情報」ページに掲載いたします。

－　審　査　結　果　－

資格審査結果通知書は、資格審査終了後に順次、代表者又は申請担当者宛に、電子メールにて送付します。

－　そ　の　他　注　意　事　項　－

①　情報公開について

申請書入力内容の一部（商号又は名称・代表者名・住所・等級・業種）は、資格審査後、一般競争（指名競争）参加資格者名簿に「有資格者一覧」として公開されますので、あらかじめご了承ください。

②　外国の事業者が申請する場合

(ア) 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができます。

(イ) 登記事項証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。

(ウ) 申請書の「住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を入力してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に入力してください。

(エ) 申請書は日本語で作成するとともに、添付書類のうち外国語で記載された事項については、原文+日本語の訳文を添付してください。

(オ) 申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省令第９５号）第１６条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により換算した金額を入力してください。

➢　「外国貨幣換算率」は財務省のホームページ等で確認してください。

③ 競争に参加することができない者

(ア) 情報通信研究機構契約事務細則第３条の規定に該当する者

(イ) 情報通信研究機構契約事務細則第４条の各号の一に該当すると認められる者であって、当機構が競争契約への参加を制限した者

(ウ) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(エ) 申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

④ 行政書士や他の法人等の代理人が申請を行う場合

委任状を添付してください。

【委任状の要件】

① 委任状の日付が申請から３ヶ月以内のもの。

② 委任の範囲が具体的に記載してあること。

※ただし資格決定通知書の受領の権限を委任することはできません。

③ 受任者が行政書士の場合は、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること。

④ 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること。

- 申請書への押印は申請代理人欄に申請代理人の押印をすれば足ります。
- 委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用してください。代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。
- 従来の申請の代行も可能です。申請の代行とは、申請の代理とは異なり、申請者はあくまで本人なので、申請者の記名・押印も申請者本人のものが必要となります。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を入力してください。申請代理人欄への記名・押印、委任状の提出はいずれも不要となります。

２ 審査申請の入力・記入・提出

２－１ 審査申請入力要項

① 金額項目については、入力できる金額がない場合でも「０」を入力してください。

② 入力事項は、申請日現在で入力してください。決算に関する事項については、申請日１年以内の直近のものを原則とし、金額は千円単位（百円以下を四捨五入）で入力してください。

③ ふりがなの欄は、ひらがなで記載してください。その際、濁点・半濁点は１文字として扱ってください。

④ 添付書類のうち諸証明書については、複写機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しでも可能です。

⑤ 添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には当該書類の入力の事実を確認できる他の書類をもって代えることができます。

⑥ 資格審査の申請後に以下の事項について変更が生じた場合は、当機構ホームページ「調達情報」（URL：https://www.nict.go.jp/tender/sanka-sikaku.html）から、参加資格変更申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）を行ってください。

(1) 住所及び電話番号（FAX番号を含む。）

(2) 商号又は名称

(3) 代表者

注)一度受け付けた申請内容の変更は、変更届以外ではできません。また、定期審査で受け付けた申請内容の変更届の受付は令和７年４月１日からとなります。

２－２　測量・建設コンサルタント等の申請及び添付書類の作成方法

０１　定期審査申請・随時審査申請

選択不要です。

０２　入札参加資格の確認

枠欄に記載の参加資格の取得もしくは取得予定についてあてはまる方を選択ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省大臣官房会計課又は国土交通省各地方整備局の一般競争（指名競争）参加資格を有していれば当機構の入札参加資格を有することとしていますのでNICTへの申請は不要です。

０３　新規申請・更新申請の確認

下記の要件から該当する番号を選択してください。

1　新規…過去に資格を取得したことがなく、今回初めて申請を行う場合。
　　又は、直前期に資格を有していない方が申請する場合

2　更新…過去に有効な資格を取得しており、次期に有効な資格としての更新を申請する場合、又は再度の申請を行う場合

- 令和５・６年度に有効な資格をお持ちの方が、令和７・８年度に有効な資格として申請する場合は、更新　となります。
- 令和３・４年度に有効な資格をお持ちで、令和５・６年度に有効な資格をお持ちでない方が、令和7年度以降に有効な資格を申請する場合は、新規　となります。

０４　法人・個人の区分

次の要件に該当する方に選択をしてください。

1　組合（官公需契約の手引に基づく組合に限る）
　企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会の場合

2　公益法人
　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18 年法律第49 号）第2条に規定する公益法人で国が所管するもの
　例　公益社団法人、公益財団法人

3　個人
　個人事業主。個人事務所、公的に承認されていない個人団体、登記事項証明書の取得ができない個人団体の場合

4　その他（株式会社等）
　会社（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）および士業法人（弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人）の場合
　国の機関、地方公共団体、外国、外国の行政区画および外国会社並び

に法律又は条約に規定により認許された外国法人
人格のない社団等（「納税証明書その３の３」を取得できること。それが取得できない場合は、代表者個人の資格として「納税証明書その３の２」を取得して　３　個人　となる。）および日本の法律の規定により成立し、設立の登記を行わない法人

０５　法人番号

法人番号をお持ちの方は国税庁より指定、通知された13桁の番号を入力してください。

- 法人番号がお分かりにならない場合は、国税庁法人番号公表サイトで検索してください。（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）

０６　当機構電子入札利用者登録番号

当機構の電子入札システムでの利用者登録番号（複数ある場合には代表的なものを１つ）を入力してください。

０７　官公需適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）第２条第１項第４号に該当する場合、必要となります。
各地方の経済産業局長又は沖縄総合事務局長より、官公需適格組合証明書の発行を受けている場合に、官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。
ただし、申請時の優遇措置（組合に所属する個人や団体の売上実績の合算等）を受けず、組合単体で申請する場合、入力は不要です。

０８　委任状

行政書士や他の法人等の代理人が申請を行う場合はありを選択してください。

０９　暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書、誓約書についての確認

2つの選択肢のうち、あてはまる方を選択ください。

確約書、誓約書の詳細については当機構ホームページを参照ください。

１０　競争参加資格希望業種区分

希望する業種にチェックをつけてください。（複数選択可）

１１　決算状況の選択

競争参加資格希望業種区分にてチェックいただいた区分毎に決算状況の選択にて該当する決算状況を選択ください。

選択された決算状況にあわせて決算の始期、終期を入力し、金額を入力ください

- 「直前年度分決算」とは、申請日より前に確定した直前の1 事業年度分の決算のことです。
- 「直前々年度分決算」とは、直前年度よりさらに1 年前の1 事業年度分の決算のことです。
- 決算が１事業年度２回の場合は、２期分を１年間分に合算し、「①直前々年度分決算」と「②直前年度分決算」に入力してください。

１２　郵便番号

登記事項証明書等の【本店】住所の郵便番号を入力してください。

- 現住所ではなく、登記上の住所に対応する郵便番号です。
- 外国の郵便番号の場合、「000-0000」を入力してください。

１３　本社所在地

都道府県名については、ふりがなを入力する必要はありません。

- 住所を、都道府県から入力してください。
- 外国業者が申請する場合は、本店の所在する国名及び所在地名を入力してください。
- 「丁目」、「番地」は「－（ハイフン）」により入力してください。

１４　商号

登記事項証明書の【商号】に記載がある名称の漢字（ひらがな、アルファベット、（・）中点、（―）長音記号を含む）を入力してください

（株）、（有）等の略号にはふりがなは必要ありません。

- 「株式会社等法人の種類を表す文字については、下記の略号を使用してください。
- 下記以外の場合でも、適宜略語を使用してください。
- （株）、（有）等の略号にはふりがなは必要ありません。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人
略号	（株）	（有）	（資）	（名）	（同）	（業）	（企）	（財）	（社）

１５　代表者役職、代表者氏名

代表者の役職、代表者の氏名を入力してください。

●役職

法人の場合：登記事項証明書【役員に関する事項】に記載がある、代表権のある役員の役職名を入力してください。

個人の場合：基本的に、「代表者」と入力してください。

●代表者氏名

法人の場合：登記事項証明書【役員に関する事項】に記載がある、代表権のある役員の氏名を入力してください。

個人の場合：納税証明書（その３の２）に記載のある、氏名を入力してください。

１６　設立年月日

法人の場合：西暦にて登記事項証明書の【会社設立の年月日】ないしは【法人成立の年月日】に記載される年月日を入力してください。

他の法人の場合：西暦にて登記事項証明書の【法人成立の年月日】を入力してください。

個人の場合：西暦にて営業経歴の【創業年月日】を入力してください。

１７　営業年数

競争への参加を希望する工事の種別（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（２業種以上のときは最も早い開始日）から申請日までの期間（１年未満切捨て）を入力してください。（当該事業を中断した期間がある場合には控除してください。）

１８　常勤雇用の数

各欄については、次により入力してください。

① 技術員

② 事務員

基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等の業務に従事している職員の数を入力してください。

③ その他

それ以外の職員の数を入力してください。

④ 役職員等

常勤役員又は事業主の数を内数で入力してください。

➢ 本項における「常勤雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払い対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。

１９　代理人・申請者情報

●部署名（所属名）・役職名

申請担当者の場合：部署名・役職名等を入力してください。

代理人の場合：代理人の所属名（行政書士事務所名等）・役職名（行政書士等）を入力してください。

●申請担当者・代理人郵便番号

申請担当者・代理人住所に対応する郵便番号を入力してください。

●申請担当者・代理人住所およびふりがな

申請担当者または代理人の勤務先住所を入力してください。

申請担当者の住所は、郵便が届くようにビル名部屋番号等を付加ください。

●申請担当者・代理人氏名およびふりがな
当機構から照会が可能な担当者氏名（全角漢字・英語表記・カナ）を入力してください。

●申請担当者・代理人電話番号・ＦＡＸ番号
申請手続きの担当者（代理人）の電話番号（携帯電話可）とＦＡＸ番号入力してください。
代理人による申請の場合、委任状に記載のある電話番号とFAX を入力してください。

●申請担当者・代理人メールアドレス
申請手続の担当者もしくは代理人のメールアドレスを入力してください。

- 判然としない字句については注記願います。（大文字・小文字の区別、数字の０（ゼロ）と英字のＯ（オー）等）

２０　登録を受けている事業

次の区分に従い、それぞれ該当する場合にチェックを入れ、登録書に記載されている登録番号、登録年月日を入力してください。

建設コンサルタント、補償コンサルタントについては該当する部門にチェックをつけてください。

① 測量業者
測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合です。

② 建築士事務所
建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合です。

③ 建設コンサルタント
建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合です。

④　地質調査業者
地質調査業者登録規程（昭和52年建設建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合です。

⑤　補償コンサルタント
補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）2条による登録を受けている場合です。

⑥　不動産鑑定業者
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合です。

⑦　土地家屋調査士
土地家屋調査士法（昭和25年法律第28号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が２人以上所属しているときは、１人についてのみ入力してください。）です。

⑧　司法書士
司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合です。

⑨　計量証明事業者
計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合です。

⑩　その他の登録を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に入力してください。

２１　有資格者数

「別表１」の有資格者の範囲に従い当該職員数を入力してください。

２２　建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、それぞれの登録部門に対応する番号を選択してください。

２３　自己資本額

各欄については、次により入力してください。

①　支払資本金

資本金の総額を記載ください。

資本金のうち外国資本がある場合は入力ください。

②　評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。

③　新株予約権

新株予約権があった場合にはその額を入力する。

④　流動資産を入力

⑤　流動負債を入力

⑥　流動比率を入力

２４　外資状況

外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に該当する会社区分の番号（1～4のいずれか）を選択し、2～4に該当する場合は外国名及び当該国の資本の比率をそれぞれ入力してください。

「３　日本国籍会社（外資率100%、本社が日本）」とは100パーセント外国資本の会社を、「３　日本国籍会社（外資率が５０%を超え、本社が日本）」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

２５　営業年数等

「④　営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（１年未満切捨て）を入力してください。

－　添　付　書　類　－

(1)　測量等実績調書（様式第２号の２）及び技術者経歴書（様式第２号の３）

この２様式については、各様式にある入力要領に従って入力することとし、入力事項が１葉で終わらない場合は、同一の書式で延長してください。このときには、様式の裏面に入力して差し支えないが、表面にその旨を注記してください。

(2)　登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）

登記事項証明書は、登記事務を電子化により行っている登記所が登記記録に記録された事項を証明した書面のことで、従前の商業登記簿謄本も含むものとします。

- 個人の場合には、法律上の行為能力を備えているかどうかを公の機関（本籍地の市区町村役場）が証明したものとして、身元証明書を提出してください。

(3)　登録証明書等

２０　登録を受けている事業 の　①から⑩までに掲げた各登録についての登録官署が発行する証明書をいいます。

- 競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しません。

(4)　財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、これらに類する書類）となります。

- 会社法及び会社計算規則により計算書類を作成する法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書となります。

(5)　納税証明書

法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいいます。

（個人の場合）

・　その２「申告所得税及復興特別所得税」の所得金額の証明書

・　その３の２「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がないことの証明書（個人用）

（法人の場合）

・　その２「法人税」の所得金額の証明書
・　その３の３「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がないことの証明書（法人用）

（設立間もない法人の場合）

・　税務署へ提出した法人設立届出書の控えのコピー

➢ 納税証明書その２について、新設法人等の理由で税務申告の義務がない事業者の場合は、代わりに申出書をご提出ください。
➢ 申請前に必要な書類をご用意の上、申請を行ってください。
➢ 公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものに限ります。
➢ 納税証明書は現在の住所地（納税地）を所轄する税務署において取得できます。
➢ 添付書類は内容が鮮明であればコピー機等の写しでも可能です。
➢ 官公需適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれに係る納税証明書を添付してください。
➢ e-Tax（国税電子申告・納税システム）で取得した電子納税証明書も添付可能です。「電子納税証明書」の申請・取得等は、以下のホームページを参照してください。
　○ 国税庁「e-Tax」ホームページ
　　（URL：https://www.e-tax.nta.go.jp）

➢ 添付可能なファイル形式は、以下のとおりです。
　これ以外の形式のファイルは添付できません。
　PDF、GIF、JPG、JPEG
　XML（「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」で取得した電子納税証明書のみ添付可能）
　・添付するファイルの容量は、各資料10MB（メガバイト）以下にしてください。

建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、(1)、(2)及び(4)の書類の添付を省略することができます。

－　競 争 参 加 の 範 囲　－

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録の業種に係る契約です。

3 競争参加資格の変更届について（別表２参照）

変更することができる項目は「住所」「商号又は名称」「代表者」「希望する資格の種類」です。これ以外の項目について変更を希望する場合は、「更新」で資格申請を行ってください。（添付資料も新規申請と同様に必要です）

- 変更届が受理され、既に通知されている資格決定通知書の記載内容に変更が生じる場合(本店の住所、本店の商号又は名称、希望業種の変更をいう)を除き、名簿の訂正等がなされた旨の通知は改めてしませんので、受理確認を希望される方は変更届を提出する際に当該変更届の写しを提示していただければ、受付窓口において当該変更届の写しに受付印を押印して返却しますので、これをもって受理の確認とさせていただきます。
- 変更届右上の資格決定通知書の整理番号欄には、資格決定通知書の右上にある10 桁の整理番号を入力してください。
- 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、申請日から３ヶ月前までのものを有効とします。
- 資格有効期間内に新しい審査基準日の総合評定値通知書を取得された場合や、建設業の許可替え・許可の更新の場合には、特に業種等に変更がなければ変更届を出す必要はありません。

4 廃業等の届出について（別表２参照）

有資格者名簿に登録された法人又は個人が、下表左欄に掲げる事項に該当した場合には、同表中欄に掲げる方が同表右欄に掲げる書類を添付して、その旨の届出(任意様式)を提出してください。ただし、一度資格を取消しますと一定

の事由以外は当該期間内の再申請はできませんのでご注意ください。

- 合併等や合併等により商号変更が生じた場合、又は個人が新たに法人を取得した場合は、再申請となります。
- 合併等による再申請をする場合には、通常の申請時に必要な書類の他に合併等契約書(その他事実を証明できる書類)、全該当会社の納税証明書、登記事項証明書、資格取消届(現資格を取り消すため、消滅会社と承継会社の資格取消届が必要)をそれぞれ提出することにより登録することができます。

5 資格決定通知書再発行の請求

万が一、資格決定通知書を紛失してしまった場合、資格決定通知書が届かなかった場合、申請書と資格決定通知書の内容が一致していない場合に限っては、資格決定通知書を再発行いたします。希望される方は、「更新」で資格申請を行ってください。

6 別表１

「業 種 別 有 資 格 職 員 」

業種区分	有　資　格　職　員	
101 測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
102 建設関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計１級建築士証の交付を受けている者、設備設計１級建築士証の交付を受けている者、同法による１級建築士の免許を受けている者（構造設計１級建築士証又は設備設計１級建築士証の交付を受けている者を除く。）及び同法施行規則（昭和 25 年建設省告示第 38 号）による建築設備士の登録を受けている者	建築士法による２級建築士の免許を受けている者（１級建築士の免許を受けている者を除く。）、社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
103 土木関係建設コンサルタント業務	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」、「交通・物流機械、建設機械」又は「機械設計」とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）に合格、または総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門及び情報工学部門にあってはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力（APEC）が取りまとめた「APEC ｴﾝｼﾞﾆｱ･ﾏﾆｭｱﾙ」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ委員会	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成 4 年法律第 51 号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格者試験に合格し、登録を受けている者

	に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	
104 地質調査業務	技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とする者に限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
105 補償関係コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

7　別表２

添付書類一覧表

法人・個人別	申請（届）の種類	変更申請 変更申請の区分	添付書類 ①測量等実績調書	②技術者経歴書	③登記事項証明書（写しで可）	④身元証明書	⑤登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書等）	⑥財務諸表類	⑦納税証明書（写しで可）	⑧委任状	⑨暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する誓約書	⑩公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」	⑪許可・登録の証明書（写しで可）	⑫建設業許可の廃業届（写しで可）	⑬総合評定通知書（写しで可）
法人	新規申請又は更新申請		●	●	●		●	●	●	○	○	○			
	申請内容の変更（変更申請）	①住所変更			●						●				
		②商号又は名称			●						●	●			
		③代表者			●						●				
		④許可・登録等の状況											●		
		⑤希望業種の追加													● ※1
	廃業等の届出	①合併による消失 ②破産による解散 ③破産以外の解散 ④合併 ⑤廃業　※2			●									●	
個人	新規申請又は更新申請		●	●		●	●	●	●	○	○	○			
	申請内容の変更（変更申請）	①住所				● ※3									
		②氏名				● ※4					●	●			
		③許可・登録等の状況											●		
	廃業等の届出	①死亡 ②廃業　※5				●								●	
		③個人から法人へ	●	●	●		●	●	●	○	○	○			

備考

●：必要な添付書類
○：条件によって添付が必要となる書類
※1　その業種に係る最新のもの
※2　提出書類については、
登記事項証明書又は建設業許可の廃業届のどちらかの提出でよい
提出者については、
①合併による消失：役員であった者　②破産による解散：破産管財人　③破産以外の解散：清算人
④合併：清算人　⑤廃業：役員又は役員であった者
※3　住民票（写しで可）
※4　戸籍謄抄本（写しで可）
※5　提出者について
①死亡：相続人　②廃業：本人